

五霞町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年9月

五霞町教育委員会

1. 計画の趣旨等

(1) 計画の趣旨

社会の急速な変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中で、教育職員が心身ともに健康で、意欲と高い専門性を持って教育活動に専念できる環境を整備することは喫緊の課題です。

本計画は、改正給特法に基づき、教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るための措置を定め、働き方改革を更に加速させることを目的として本計画を策定します。

(2) 五霞町の現状

令和7年度における五霞町立学校の教育職員の時間外在校等時間の状況は以下の通りです。

	年平均	45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 25.1 時間	0.7%	0%
中学校	月 26.9 時間	5.6%	0%

現在の月平均時間は県が掲げる目標（30 時間以内）を下回っていますが、引き続き長時間勤務の是正に向けた取り組みが必要です

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

上限設定：原則として「月 45 時間以内、年 360 時間以内」とします。

【数値目標】

- ・1 年間における 1 か月の時間外在校等時間の平均時間月 30 時間以内
- ・1 か月の時間外在校等時間が 45 時間以内の教員の割合 100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、心身の健康を保持しながら、子どもと向き合える時間を十分に確保することで、教育の質の維持・向上を図ります

【数値目標】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合5%以内（令和7年度7%）
- ・ストレスチェックにおける職場内の健康リスク値70以下（令和7年度67%）

3. 計画の期間

本計画の実施期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とします

なお、本計画は、1年ごとに進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。国の動向や社会情勢の変化に応じて柔軟に対応することとします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の目標達成に向け、以下の重点事項に取り組みます。

(1) 国が掲げる「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

○登下校の見守り

スクールガードによる同伴登下校の継続及び町産業課と連携し、保護者・地域住民による見守り活動を促進します。

○放課後・夜間の巡回と補導対応

見回りは青少年相談員等の地域組織が担う役割であることを明確にし、学校としての定期的な見回りは実施しません。補導時の引取りは、保護者が第一義的な責任を負うことの認識を共有します。

○学校徴収金の徴収・管理

教材費等の公会計化に向けた精査・検討を進めます。

○過剰な苦情・不当な要求への対応

本町におけるカスタマーハラスメント防止条例制定に向けた準備を進めるとともに、スクールロイヤー等の専門家の活用や「学校問題解決支援相談窓口」等への相談環境を整え、教育委員会の責任において対応できる体制を構築します。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計回答

校務支援システムを活用し、調査量の縮減と回答に係る事務負担の軽減を図ります。

○施設・設備の管理

水泳学習時は町のB&G海洋センタープールを利用しています。体育館等の管理についても包括管理や民間委託を検討・推進します。

○ICT 保守・管理

日常的なネットワーク設備の保守等は民間事業者等への委託を検討します。

○部活動

休日の部活動については地域展開へ完全移行しています。平日の部活動においても地域展へと段階的に進めていきます。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備・成績処理

教材印刷等は県スクールサポートスタッフ、町教育活動支援員の活用を促進します。校務支援システムやデジタル技術を積極的に活用し、事務負担軽減に向けた取組を推進します。

○支援が必要な児童生徒への対応

スクールソーシャルワーカー及び生活介助員を町雇用とし、必要な支援を迅速に提供するとともに、学校と各行政機関との連携・協働した支援体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

○教育課程の編成

年間総授業時数や週当たり授業時数が標準を大幅に上回らないよう、真に必要な時数を精査し、見直しを行います。

○日課表の工夫

清掃時間の見直しや、事務処理・研修時間を確保するための特別日課の計画的設定、放課後活動の勤務時間内での設定を行います。

○ICTによる業務効率化

帳簿類のデジタル化、会議のペーパーレス化、報告様式の簡略化・標準化を進めます。

○電話対応

令和7年度より勤務時間外の電話対応は停止しており、今後は録音機能の導入を検討していきます。

○学校行事の精選

運動会や文化祭等の規模や準備時間を、現在の教職員数に見合ったものに縮小、統合、または見直します。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○勤務時間の把握

システムによる出退勤時刻の一元管理を行い、管理職がリアルタイムで状況を把握できる体制を整備します。

○面接指導

月80時間を超える時間外在校等時間が認められる教職員に対し、医師や産業医による面接指導を実施します。また、45時間を超える者には管理職が面接を実施します。

○ストレスチェック

実施率100%を目指し、集団分析結果を職場環境改善に活用します。

○相談体制

心身の健康問題について産業医や保健師など、外部機関への相談窓口の設置を検討します。

○休暇取得と定時退勤

年次有給休暇の連続取得を促進します。また、週1回以上または月4回以上の定時退勤日を設定・推進します。

5. 今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保し、継続的な改善を図るため、以下の体制を構築します。

○状況の把握と公表

各学校の在校等時間を毎月または定期的に把握し、達成状況を毎年度、町のホームページ等で公表します。また、定例の教育委員会や総合教育会議において進捗を報告します。

○個別の支援・指導

長時間勤務が常態化している職員や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保等学校の課題に対し、速やかな改善を目指し、聞き取りや個別の指導・支援を実施します。

○意識改革と研修

管理職向けにマネジメントやコンプライアンスに関する研修を充実させ、校長のリーダーシップのもとで取組を推進します。

○地域・保護者の理解促進

町長部局と連携し、保護者や行政区に対して、本町の業務の3分類を含む業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組んでいきます。

○推進体制の整備

教育委員会や学校運営協議会等において、学校と連携して課題を整理・検討し、必要に応じて新たな体制を整えながら継続的に取り組みます。

○計画の検証・見直し

毎年度の進捗を検証し、国の動向や社会情勢の変化に応じて、柔軟に計画の内容を見直します。